報告事項2

個人情報保護法改正に伴う令和4年度の運営審議会諮問予定案件について

1 概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和3年5月19日に公布され、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3法が統合されることとなった。

また、地方自治体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、制度全体の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されることになった。

令和5年春から地方自治体にも改正後の個人情報保護法が適用されることになるため、墨田区個人情報保護条例を全部改正し、個人情報保護法において条例で規定する事項とされたものについて定める必要があり、条例改正案について運営審議会に諮問する予定である。

2 今後のスケジュール(予定)

令和4年6月~7月頃 改正後の個人情報保護法の概要を説明

9月~10月頃 同上/条例改正案について諮問・検討

11月頃 条例改正案について検討・答申

令和5年2月議会 条例改正案を区議会に上程

令和5年春 改正後の個人情報保護法及び条例の施行